

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）

改 正 案	現 行
<p>B 基本ガイドライン</p> <p><u>(有価証券の募集又は売出しに該当する行為)</u></p> <p><u>4-1 有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に係る広告をすることは有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。4-1-2及び4-1-3において同じ。）に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出（4-1-2及び4-1-3において単に「届出」という。）をした後でなければすることができないことに留意する。</u></p> <p><u>(適格機関投資家のみを相手方とした勧誘に該当する行為)</u></p> <p><u>4-1-2 有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等をインターネット上の広告により行う場合であって、当該広告を閲覧できる者が適格機関投資家に限定されており、その適切な運用が確保されているとき（例えば、金融商品取引業者等が、適格機関投資家ののみがアクセスできるよう当該金融商品取引業者等の責任において管理している専用のウェブページに広告を掲載するとき）は、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、適格機関投資家のみを相手方とするものであると考えることができる。この場合において、法第2条第3項第2号イ又は第4項第2号イに規定する「有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合」に該当するときは、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券の募集又は売出しに該当せず、届出をすることなく行うことができることに留意する。</u></p> <p><u>(特定投資家のみを相手方とした勧誘に該当する行為)</u></p> <p><u>4-1-3 法第2条第3項第2号ロ(1)又は第4項第2号ロ(1)の規定により、顧客からの委託により、又は自己のために有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う金融商品取引業者等が、当該有価証券を取得し、又は買付けることができる者を特定投資家に限定するための合理的な措置を講じている場合は、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、特定投資家のみを相手方とするものであると考えることができる。この場合において、同条第3項第2号ロ(2)又は第4項第2号ロ(2)に規定する「有価証券がその取得者から特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合」に該当するときは、当該取得勧誘又は売付け勧誘等は、有価証券の募集又は売出しに該当せず、届出をすることなく行うことができることに留意する。ただし、原則として、当該取得勧誘又は売付け勧誘等が行われる時までに、法第27条の31第1項の規定による特定証券情報の提供又は公表をしなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>4-1-4 4-1-3の「合理的措置が講じられている場合」とは、例えば、次に掲げる要件の全てを満たしている場合とする。</u></p> <p>イ 当該取得勧誘又は売付け勧誘等は特定投資家のみを相手方とするものであって、特定投資家以外の者は</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p><u>(募集又は売出行為)</u></p> <p><u>4-1 有価証券の募集又は売出し（法第4条第4項に規定する有価証券の売出し（法第2条の3第5項に規定する特定組織再編成交付手続を除く。）をいう。）に関する文書（新株割当通知書及び株式申込証を含む。）を頒布すること、株主等に対する増資説明会において口頭による説明をすること及び新聞、雑誌、立看板、テレビ、ラジオ、インターネット等により有価証券の募集又は売出しに係る広告をすることは「有価証券の募集又は売出し」行為に該当するので、同条第1項、第2項又は第3項の届出をした後でなければならないことができないことに留意する。</u></p> <p>ただし、インターネット上で広告により勧誘をする場合であって、当該広告を閲覧できる者が適格機関投資家又は特定投資家に限定されており、その適切な運用が確保されているとき（例えば、金融商品取引業者等が、適格機関投資家又は特定投資家ののみがアクセスできるよう当該金融商品取引業者等の責任において管理している専用のウェブページに広告を掲載するとき）は、この限りでない。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

当該有価証券を取得し、又は買付けることができない旨を表示すること。

- 金融商品取引業者等が有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に係る申込みを受け付けるための仕組みを整備していること。

なお、合理的措置を講じることのほか、法第23条の13第3項本文の規定による告知をしなければならない場合には、相手方に対して、特定投資家等（法第2条第3項第2号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。）以外の者に当該有価証券を譲渡しない旨等の契約を締結することが取得の条件となっていることを告知する必要があることに留意する。

（いわゆる事後交付型株式の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合の取扱い）

- 4-2-1 法第2条第1項第9号に規定する株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。以下4-2-1において同じ。）又は同項第17号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下4-2-1、4-2-2及び24の5-14-4において「株券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。）（以下4-2-1及び4-2-2において「発行会社」という。）が、当該発行会社又は令第2条の12第1号に規定する内閣府令で定めるもの（4-2-2において「発行会社等」という。）の取締役等（同号に規定する取締役等をいう。以下4-2-1及び4-2-2において同じ。）に対し所定の時期に確定した数の株券等を交付する旨を定めて通知その他の方法により当該取締役等に当該定めの内容を知らせることは、同号に規定する取得勧誘又は売付け勧誘等に該当し得ることに留意する。この場合においては、当該取締役等が当該定めの内容を知ることとなる日が同号に規定する交付日に相当し、当該定めに基づいて当該取締役等が株券等の交付を受けることとなる日はこれに相当ないと考えられることに留意する。

（「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならない株券等の譲渡）

- 4-2-2 次に掲げる場合における株券等の譲渡は、令第2条の12第1号に規定する「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならず、発行会社の社内規程又は発行会社と発行会社等の取締役等との間で締結される契約等において、次に掲げる場合には株券等の「譲渡が禁止される旨の制限」を解消する旨の定めを設けることができることに留意する。

- (1) 当該株券等の交付を受け、又は受けることとなる取締役等が死亡その他正当な理由により退任又は退職をした場合。なお、「その他正当な理由」とは、例えば、次のような理由をいう。

〔①～④ 略〕

- (2) 〔略〕

- 5-16-3 開示府令第二号様式記載上の注意(29)eに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。

また、同様式記載上の注意(29)fに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。

なお、同様式記載上の注意(29)dからfまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。

〔加える。〕

（「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならない株券等の譲渡）

- 4-2-1 次に掲げる場合における株券等（令第2条の12第1号に規定する株券等をいう。以下4-2-1において同じ。）の譲渡は、同号に規定する「譲渡が禁止される旨の制限」の対象とならず、発行会社の社内規程又は発行会社と取締役等（同号に規定する取締役等をいう。〔1〕において同じ。）との間で締結される契約等において、次に掲げる場合には株券等の「譲渡が禁止される旨の制限」を解消する旨の定めを設けることができることに留意する。

- (1) 当該株券等の交付を受けた取締役等が死亡その他正当な理由により退任又は退職をした場合。なお、「その他正当な理由」とは、例えば、次のような理由をいう。

〔①～④ 同左〕

- (2) 〔同左〕

- 5-16-3 開示府令第二号様式記載上の注意(29)eに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の4各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。

また、同様式記載上の注意(29)fに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記するものとする。

なお、同様式記載上の注意(29)dからfまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。

24 の 5－2－3 法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合には、当該半期報告書に係る中間会計期間の翌事業年度以後、継続して同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により同項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかつたときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該半期報告書に係る中間会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（当該会社が同表の第 1 号の上欄又は第 2 号の上欄に掲げる会社である場合を除く。）、同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出することができることに留意する。

（非上場会社が法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する場合の取扱い）

24 の 5－5－2 法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとする場合であって、当該半期報告書について、同表の第 1 号の下欄（当該会社が特定事業会社の場合にあっては、同表の第 2 号の下欄）に掲げる期間内に提出することができない場合には、同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する必要があることに留意する。ただし、当該会社が、同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書について、法第 24 条の 5 第 1 項の規定による承認を受け、当該承認を受けた期間内に、当該半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。

（譲渡についての制限がされている株券の管理方法）

24 の 5－14－3 開示府令第 19 条第 2 項第 2 号の 2イ(6)に規定する「当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法」の記載に当たっては、当該株券等を管理する金融商品取引業者における具体的な管理の内容について記載することに留意する。

（臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて株券等を交付することが見込まれることとなった場合の訂正臨時報告書の取扱い）

24 の 5－14－4 開示府令第 19 条第 2 項第 2 号の 2 の規定により株券等について臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載された発行数又は売出数を超えて当該株券等を交付することが見込まれることとなったときに限り、その訂正報告書を提出しなければならないことに留意する。

（発行価額又は売出価額の総額が 1 億円以上となることが見込まれることとなった場合の臨時報告書の提出時期）

24 の 5－14－5 令第 2 条の 12 第 1 号に規定する取得勧誘又は売付け勧誘等のうち当初見込まれた発行価額又は売出価額の総額が 1 億円未満であるものについて、時価の騰貴等によって発行価額又は売出価額の総額が 1 億円以上となることが見込まれることとなった場合は、そのときから遅滞なく、臨時報告書を提出する必要があることに留意する。

24 の 5－2－3 法第 24 条の 4 の 5 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合には、当該半期報告書に係る中間会計期間の翌事業年度以後、継続して同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しなければならないことに留意する。

ただし、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録しようとする会社が、同項の規定により同項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出した場合において、当該有価証券を金融商品取引所に上場し、又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録することができなかつたときその他これに準ずる場合に該当するときは、当該半期報告書に係る中間会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後（当該会社が同表の第 1 号の上欄又は第 2 号の上欄に掲げる会社である場合を除く。）、同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出することができることに留意する。

（非上場会社が法第 24 条の 5 第 1 項の表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する場合の取扱い）

24 の 5－5－2 法第 24 条の 4 の 5 第 1 項の表の第 3 号の上欄に掲げる会社が同項ただし書の規定により同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しようとする場合であって、当該半期報告書について、同表の第 1 号の下欄（当該会社が特定事業会社の場合にあっては、同表の第 2 号の下欄）に掲げる期間内に提出することができない場合には、同表の第 3 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する必要があることに留意する。ただし、当該会社が、同表の第 1 号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書について、法第 24 条の 5 第 1 項の規定による承認を受け、当該承認を受けた期間内に、当該半期報告書を提出した場合にはこの限りでない。

（譲渡についての制限がされている株券の管理方法）

24 の 5－14－3 開示府令第 19 条第 2 項第 2 号の 2イ(6)に規定する「当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法」の記載に当たっては、当該株券を管理する第一種金融商品取引業者における具体的な管理の内容について記載することに留意する。

〔加える。〕

〔加える。〕